

保護者様

小中一貫校むくのき学園

大阪市立啓発小学校

大阪市立中島中学校

校長 藤澤 淳

非常災害時における児童・生徒の安全確保等の対応について

風水害等の警報発令時及び大規模災害発生時につきましては、本校では、児童生徒の安全確保に万全を期すため、各状況に応じて次のように対応しますのでご理解・ご協力ををお願いします。

暴風警報・暴風雨警報、特別警報	大規模な地震等(震度 5 以上)
<p>① 前日までに分かっている場合</p> <p>・文書で明日について連絡、連絡メール配信、ホームページに掲載します</p> <p>② 朝、発令された場合（登校前）</p> <p>・午前7時の時点で警報が発令されている場合、臨時休校となります。</p> <p>学校から連絡等はしません。各ご家庭で情報を確認していただき対応してください。</p> <p>・午前7時の時点で警報が発令されていない場合でも居住区の状況で、登校させることが無理だと判断されたときは、その旨を学校に連絡し、自宅待機をしておさまってから登校させてください。</p> <p>③ 学校にいるときに発令された場合</p> <p>・早めに下校させる場合は、連絡メール配信とホームページ掲載でお知らせいたします。</p> <p>下校は、集団下校とします。</p> <p>・河川氾濫や交通機関等に長時間影響が出た場合など危険な状態のときは、保護者に引き渡しを行います。</p>	<p>① 在宅時に大規模地震の警戒宣言が発令された場合、大規模地震が発生した場合</p> <p>臨時休校</p> <p>学校から連絡等はしません。各ご家庭で情報を確認していただき対応してください。 学校を再開する際には連絡します。</p> <p>在宅時の安否確認</p> <p>電話回線の混亂が予想されるため、連絡メール配信、ホームページで連絡方法を明示します。その方法にしたがって学校に連絡をしてください。</p> <p>② 登下校中の安否確認</p> <p>登下校中の児童生徒には、原則として学校に向かうように指導します。教員は校区内を巡回します。保護者の方は、通学路を確認しながら、学校に迎えに来てください。引き渡しを行います。</p> <p>交通機関を利用している児童生徒で学校への登校が困難な場合は、交通機関の職員の指示に従って行動することを指導します。それぞれのご家庭でお子さまとの連絡方法を確認しておいてください。（例）「171」の使用など</p> <p>③ 登校後</p> <p>余震等の心配もあることから原則保護者に引き渡しを行います。</p>

非常災害時は、メール配信が情報を伝達するうえで非常に有効です。まだ手続きがお済でない保護の方は、この機会にぜひご利用ください。また、想定をこえる事態も考えられます。その場合、臨機応変な対応をお願いすることもありますが、よろしくお願ひします

非常災害時の児童生徒の引き渡しについて

児童生徒の安全を確保できない恐れがある非常災害が発生した場合、保護者に学校まで迎えに来てもらい、児童生徒の引き渡しを行うことがあります。

引き渡しの判断 ※通信手段の混乱などで、学校からの連絡ができないことが予想されます。下の表を参考に各自
迎えに来てください

1.

《地震》 学校・居住区 を含む地域の 震度	震度5以上	原則、保護者への引き渡しとする。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒を学校で保護しておく。
	震度4以下	通学路の安全を確認し、必要があれば、集団下校させる。 ※交通機関が混乱した際の対応については《その他》に記載
《津波》 学校・居住区 を含む地域へ の発表	津波注意報 津波警報 大津波警報 の発表	保護者への引き渡しについては、《地震》の基準に基づき、津波の注意報・警報解除後の被害状況などを踏まえて決定する。 ・解除されるまでは原則、避難場所に待機させる。 ・解除されるまでは、原則、迎えに来た保護者も避難行動を共にする。
《その他》	河川氾濫、土砂 災害、通学路の 建物倒壊	下校の安全確保が困難な場合は、学校長判断により児童生徒を学校に待機させ原則保護者引き渡しとする。
	交通機関の混乱	児童生徒が帰宅困難な場合は、学校で待機させ保護者の引き取りを待つ。 (保護者が帰宅困難になる場合は学校に連絡をください)
・学校に不審者が侵入し、 実被害が出たとき		原則、保護者への引き渡しとする。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒を学校で保護しておく。
・学校、居住区の近隣地域で 凶悪事件が発生し、犯人が 逃走中で児童生徒の安全が 確保できないとき		原則、保護者への引き渡しとする。 犯人が拘束され、児童生徒の安全が確保できた場合、通常下校させる。

2. 引き渡し方法の登録 「引き渡しカード」※別紙

- ① 円滑かつ安全な引き渡しのために、「引き渡しカード」を事前に提出してもらいます。
- ② 引き取り登録者は、できるだけ保護者にしてください。親族もしくは保護者以外の方を引き取りの登録者とする場合は児童生徒が名前と顔を確認できる人にしてください。
- ③ 学校内の引き渡し場所は、連絡メール配信 ホームページ掲載 学校の正門に案内を掲示するなどしてお知らせします。
- ④ 引き取りに来られた際は、学校職員が順に確認し引き渡しを行いますので、勝手に待機場所から児童生徒を連れてい行かないようにお願いします。